

京都市細街路にのみ接する建築物の 制限に関する条例（仮称）の制定及び 京都市建築基準条例の改正について

～市民の皆さんの御意見をお寄せください～

建築基準法では、4 m未満の道路に面して建替えなどをする際、道路中心線から2 mの位置まで敷地を後退する必要があり、細街路における伝統的な町並みを保全・再生することが困難となります。

平成15年の建築基準法の改正などにより、歴史的なたたずまいを継承した町並みの保全・再生を図るために、道路幅員を2.7 m以上4 m未満の範囲内において指定できる制度（以下「3項指定」といいます。）の活用が可能となりました。このことにより、地区の特性を生かした敷地後退などを行えることとなります。

京都市では、細街路の美しい町並みを残している地区であり、地域住民による防火に対する取組が充実している祇園町南側に対して、地元からの要望などを踏まえ、「3項指定」を予定しています。

この指定に当たっては、防火及び景観上などの観点から、新たな条例（京都市細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例（仮称））の制定と京都市建築基準条例の一部改正を予定しており、これらの案の概要がまとまりましたので、市民の皆さんからの御意見を募集します。

平成17年11月

京都市都市計画局建築指導部指導課

京都市細街路にのみ接する建築物の制限 に関する条例（仮称）の制定案について

1 制定の目的

この条例は、歴史的たたずまいを継承した町並みの保全・再生を図るため、建築基準法（以下、「法」といいます。）第42条第3項の規定により指定を受けた道路にのみ接する建築物に対して、法第43条の2の規定に基づき、交通上、安全上、防火上及び衛生上必要な事項について制限を加えるものです。

2 制定の内容

東山区祇園町南側において3項指定を受けた細街路にのみ敷地が接する建築物について、次の制限を課すこととします。

- (1) 地上階数を3階以下とします。
- (2) 建築物の各居室及び避難経路の壁及び天井の内装の仕上げについて、防火上支障のない材料とすることとします。

3 施行予定時期

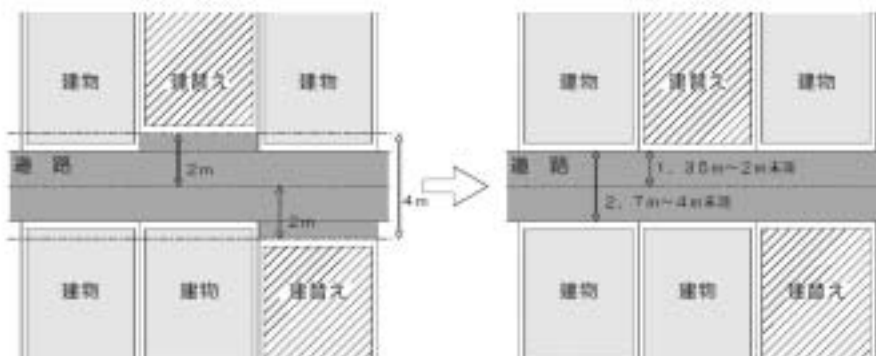
平成18年春の施行を予定しています。

※ 3項指定とは、法第42条第3項の規定により、道路の境界線を同条第2項の規定による道の中心線から水平距離1.35m以上2m未満（道路幅員は2.7m以上4m未満）の範囲内で指定できる制度をいいます。

東山区祇園町南側において、9路線の指定を行う予定です。

現在の規制

新しいルール



京都市建築基準条例の改正案について

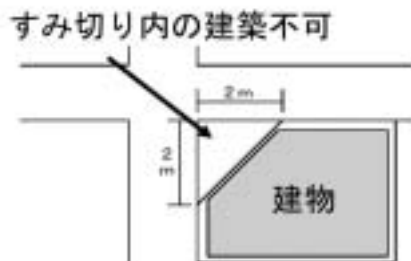
1 改正の目的

京都市建築基準条例第3条の規定に基づく道路の角にある敷地内の建築制限（この制限を「すみ切りの制限」といいます。）を適用除外することにより、軒の出や壁面の連続性によるたたずまいの景観を保全・再生しようとするものです。

2 適用除外の内容

歴史的たたずまいを継承した町並みの保全・再生を図るため、3項指定を受けた道路に接する建築物の敷地について、すみ切りの制限を適用除外とします。

現在の規制



新しいルール（認定後）



3 施行予定時期

平成18年春の施行を予定しています。

御 意 見 の 募 集

【応募の方法】

別紙の意見提出用紙に御意見を御記入のうえ、次のあて先に郵送又はファックスでお送りいただくほか、電子メールでも受け付けています。

【あて先】

- (1) 郵 送 〒604-8571 (住所を書かなくても届きます。)
京都市役所 都市計画局 建築指導部 指導課
企画基準担当あて
- (2) ファックス 075-212-3657
- (3) 電子メール kenchiku-sidou@city.kyoto.jp

【募集期間】

平成17年12月26日(月)必着でお願いします。

【問い合わせ先】

このリーフレットについてのお問い合わせは、京都市都市計画局建築指導部指導課までお願いします。

また、御意見の募集の案内は、指導課ホームページにも掲載しています。

電話番号 075-222-3620

U R L <http://www.city.kyoto.jp/tokei/sidou/>

お寄せいただいた御意見は、氏名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを除き、公表される可能性があります。また、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は行っておりませんので、あらかじめ御了承ください。

なお、お寄せいただいた御意見の取りまとめの結果及び御意見に対する回答につきましては、平成18年1月中旬頃に、指導課ホームページにおいて掲載を予定しています。



発行 京都市都市計画局建築指導部指導課
京都市印刷物第174315号

(別紙)

意見提出用紙

京都市細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例（仮称）の制定
及び京都市建築基準条例の改正に対する御意見記入用紙
(郵送していただくか、このままファックスにてお送りください。)

※募集期限 平成17年12月26日(月) 必着でお願いします。

御氏名		性別		年齢	
御住所					
電話番号					